

（第一類 第四号）

第二回國會 司 法 委 員 会 議 録 第七号

昭和二十三年三月二十九日（月曜日）
午後零時十九分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

委員 池谷 信一君

委員 打田 信行君

委員 中村 俊夫君

委員 山下 春江君

委員 岡井 藤志郎君

委員 酒井 俊雄君

出席政府委員

法務行政長官 佐藤 藤次郎君

法務廳事務官 國宗 榮君

委員外の出席者

專門調査員 村 敦三君

專門調査員 小本 貞一君

本日の會議に付した事件

檢察廳法の一部を改正する法律案

（内閣提出）（第三号）

○松永委員長 是より會議を開きます。

檢察廳法の一部を改正する法律案に

ついて審査を進めます。

○明徳委員 第二十三條第一項に職務

の非能率とあるが、これを

必ず能率とすることは、非常にむ

づかしい問題であると思う。ここに意

つた時という彈劾の場合の事由と対照

すると非能率とすることは必しも意つ

使つております。

○明徳委員 それでは非能率というこ

とのうちには、怠ることも含むものと

承つてよろしいでしょうか。

○佐藤（藤）政府委員 その通りでござ

います。

○明徳委員 威信を著しく失う場合で

あつて、職務をとるに適しない場合も

はいると解釈すべきものであると思ひ

ますが、いかがでございましょうか。

○佐藤（藤）政府委員 お説のごとく著

しく威信を失墜するような場合で、職

務をとるに適しないのも当然はいるも

のと考えます。

○明徳委員 第二十三條末項の「但し、

委員となる國會議員は、各、衆議院議

員及び參議院議員の互選によるものと

し、その員数は、六人とする。」とあり

ますが、この六人はどのようにして選

定するのでありますでしょうか、その数や

方法等はどうかになりますか。

○佐藤（藤）政府委員 第二十三條の末項

にありますが、別に官制の政令が

規定されるのでございしますが、それに

は兩院に同数割當を考へております。

○鐵治委員 法務總裁の勸告というの

は、どういう意味でしょうか、やめた

○鐵治委員 第三項にその議決を相当

と認めた場合とあるが、相当と認めな

いとき、すなわち議決と總裁の意見と

が違つてゐるときは、どうなるのであ

りましょうか。

○佐藤（藤）政府委員 最初に議決を求

めるのは法務總裁であるから、違ふこ

とはないのであります。唯法務總裁の

知らない場合、委員会がみずから職權

で審査を行つた場合、まれにはあり得

ることが予想されますが、その時に

は、掘りつゝしをする場合もあり、あ

るいは他の処分を求めることがあるか

もしれません。

○鐵治委員 それでは結局法務總裁の

決定が議決より強いこととなり、諮問

機關となる訳になりますね。

○佐藤（藤）政府委員 しかし事實は議

決を尊重する建前でありまして、議決

を尊重し、勸告までもつてくるのであ

りまして、罷免までは總裁が全責任を

もつてあります。

○鐵治委員 今の問題はよほど重大だ

と存じますが、適格審査委員会という

ものは、私は議決機關でなければなら

ぬと思うのですが、それが諮問機關で、

議決があつても、これを總裁が拒否で

おる法務總裁が、全檢察官の指揮監督

をしておるといふ責任ある地位に立つ

ておるのでありますから、その法務總

裁の責任において、任免權者に檢察官

の罷免を勸告するといふ、この改正案

の建前の方がむしろ適當ではないかと

いふように考へておるのであります。

なるほどお説のように、せつかく檢察

官適格審査委員会を設けるのでありま

すから、必ずこの委員会の議決に従わ

なければならぬといふことも、一つの

案ではありますけれども、檢察官適格

審査委員会の議決を尊重して、そうし

て監督の責任ある法務總裁が、自己の

責任において、その議決を参照して罷

免を勸告するといふ建前に改める方

が、責任の所在が明らかになることに

おいて、むしろ適當ではないかといふ

ふうに考へておるのであります。

○鐵治委員 先ほど言われたように、

諮問機關だといふことで、これは諮問

するだけならそれは差支えないといふ

ことになるのですが、私は法律論を言

うのです。ここに明らかに委員会の議

決といふところがあるので、私はこれを

決議機關ではないかと思つておりま

す。もし決議機關であつて、總裁がそ

めて諮問した上としなければいかぬ

と思ひますが、どうも今の第一項の條

文の書き方と、第三項とは、不釣合に

なつてきて、第一項からくれば、今お

つしやつたようなことが出ぬと思ひま

すが、これは將來に重要なことだと思

ひます。

○佐藤（藤）政府委員 第二項の審査委

員会の議決、これだけを見ますと、

いかにもいゆる議決機關のようにも

見えますけれども、本文の趣旨は、

ただいま御説明いたしましたように、委員

会の議決を尊重して、そうして法務總

裁が責任をもつてそれを取扱うといふ

ことになりましますので、結果から見れ

ば諮問機關になりますけれども、立

案者としては、どこまでも委員会の議

決を尊重して、法務總裁の責任を明ら

かにしたいといふ建前で、かような立

案をいたしたのであります。議決とい

う文字があつても、諮問機關たること

には、一向差支えないように考へてお

ります。

○鐵治委員 そうすると、もう一つさ

かのほつて聴きたいのは、一休審査委

員会にかけるという、一種の起訴と同

じようなものでないか、この手続は何に

よつてきまするのでありますか。

○佐藤（藤）政府委員 その点は法務總

裁が全國の檢察官を監督しております

ので、法務總裁が自己の監督のもとに

けるある檢察官に不適格を認めた場合

には、審査委員会に対して、適格審査

を請求することになるのであります。

別にその請求についての手続の規定は

ありません。

○鐵治委員 第一類第四号

司法委員會會議錄

第七号

昭和二十三年三月二十九日

（540）

設けてありませんが、法務総裁が随時各檢察官について審査を請求することができるといふことは、この二十三條の第二項の二号によつても明らかにしておるつもりであります。

○松永委員長 午後一時半まで休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後二時九分開議

○松永委員長 休憩前に引続き會議を開きます。鍛冶委員長作君。

○鍛冶委員 先ほど承つたのでありますが、そうすると、この審査委員会に對するいわゆる起訴機關というものは、法務総裁だけというのを聞いたのですが、一般からこの檢察官は困るというところは申し出られないのでありましようか。もし申し出るとすれば、いかなる手続で申し出るのでしょうか。

○佐藤(藤)政府委員 一般人から檢察官適格審査委員会の方に、何らかの方法で通知がありますれば、審査委員会が必要に應じて随時職権で審査を行う途を開いてあります。

○鍛冶委員 それはどの條文によつてですか。

○佐藤(藤)政府委員 それは第二十三條第二項の第三号であります。

○鍛冶委員 実は私もそうかと思いましたが、どうもただ職権でと書いてあるのは……もつとも前には「檢察官適格審査委員会の審査に付される」と書いてあるのですが、それではこれは委員会の職権という意味なんですね。

○佐藤(藤)政府委員 そうでございます。

○鍛冶委員 そこでまた元へもどりま

するが、そういう場合になつて、法務総裁の意見によらない職権に基く審査をして、そして罷免すべきものという議決をする。しこうして法務総裁にこれを申し出て、法務総裁が相当と認めないといふことになると、非常にそこに紛議が起さると思ひますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○佐藤(藤)政府委員 先ほど申し上げましたように、法務総裁の請求によつて審査を行う場合におきましては、審査委員会の議決と法務総裁の意思とが違ふといふことは、絶対にあり得ないのであります。審査委員会が職権で随時審査を行つた場合には、その議決と法務総裁の考えとが違ふ場合は予想されるのであります。たとえば審査委員会が罷免を可とするという議決をしたのに、法務総裁においては、しかし罷免の程度ではない、あの檢察官に對してこゝういふ職務に轉換せれば、その檢察官は十分用いていくことができ

るのではないかとこのように考えたような場合には、法務総裁の意見と議決と食い違ふことがあつて思ひますが、しかしながら、大体においてかような制度を設けて、そして檢察の民主化をはかるという制度なのでありますから、法務総裁は審査委員会の議決をあくまでも尊重するだらうと考えておるのであります。

○鍛冶委員 大体要は得ましたが、結論として、それでは諮問機関と同様ではあるが、政治的にはそれを尊重して總裁がやられるものと思ふ。ただこれに反するやうなことはないけれども、法務総裁の権限において、責任においてやるのだから、それで諮問機関のような形の第三項ができた、かように解釈

してよろしうございますか。

○佐藤(藤)政府委員 まつたくお説の通りであります。

○鍛冶委員 第二項の第一号は、これは三年ごとに定時審査が必ずあるので

はないかと思ふのですが、就中であるところ、三年ごとに定時審査を行う場合といふので、何だか行つた場合と行わぬ場合とあるのじやないかという気がしますが、これはどういふのですか。

○佐藤(藤)政府委員 第二十三條第二項の第一号は、すべての檢察官には三年ごとに、すなわち定期的に全部審査を行う、審査を行う場合は適格審査委員会の審査に付する、こゝういふ趣旨であります。

○鍛冶委員 これは各地方裁判所にあるのだから、全國一齊に行うのでしうね。日は違ふかもしれないが、大抵月くらいは一緒になつてあるのじやないかと思ひますが、その点はどうですか。

○佐藤(藤)政府委員 第一回の審査は、明年中に全部定時審査を行うことに附則で明らかにいたしました。その後三年ごとに、つまり一年間を通じて全部の檢察官に審査を行うというのであります。個別的に言へば、人によつて審査される日はもちろん違つてくることと思ひますけれども、三年目のその一年間には全部やらなければならぬ、こゝういふことになるのであります。

○鍛冶委員 それはどの規定でしういふことが明らかになつてゐるのでありますしうか。これだけでしうか。またこのほかに官制にでもなつてゐるのですか。

規定だけでございます。ただ最初の分は明年内に行つたといふことは、この附則の第二項に規定してありますけれども、その他のことは二十三條第二項の一号によつて、三年ごとに定時審査を行つたといふ、これと三年ごとに行われることを期待してゐるのであります。

○鍛冶委員 そう言われればわかぬでもないが、むしろこれは三年ごとにすべての檢察官について行われる定時審査の場合とした方がよいのじやないですか。何だか審査を行う場合といふと、行わぬ場合があるのじやないかといふ気がするのですが、これは字句の点でありますから、これで差支えないといふことなら、私強いて申しませんが、御考慮のほどをお願いしておきましよう。

それから先ほどから問題になつた衆議院議員及び参議院議員の互選によるという、この員数その他の問題について、現在までに何か政府委員として確定的な御意見でもあれば承りたいと思ひますが、いかがですか。

○佐藤(藤)政府委員 現在のところ、立案當時と考えはかわつておりませんので、できれば原案のままで御審議をお願いしたいといふふうに考えております。

○鍛冶委員 ただ問題は、ここに六人となつておりますから、衆議院と参議院の数がどれだけになるのかといふことですが、これは官制を見ますると、三人以上となつてゐるが、この点に對しても、先ほどから論ぜられておる通り、考慮の余地あるものと考へます。

それからこの原案によりますと、おの／＼衆議院及び参議院の互選によ

ると書いてあるのだから、各議院でその出る者を互選するといふことはわかりますが、六人を別々にやるといふ考へがこゝではつきりしないですが、六人に対して、そのうちいくつというところでやるといふことになるのか、六人全体をやつて、それからそのうちわけるといふことになるのか、これらの点もこれで差支えありませんか。

○佐藤(藤)政府委員 その点は本法だけでは、衆議院から何人選ぶか、参議院から何人選ぶかといふことがはつきりいたしておりませんので、疑問の言葉があるのもつともと思ひますが、今のところ、檢察官適格審査委員会の官制として政令案を考えておりますので、その政令案におきましては、衆議院議員から何人、参議院議員から何人とはつきりわけて、それ／＼の員数を衆議院議員のうちから、参議院議員のうちから互選してきめるといふやうなぐあいにはつきりいたして考えております。

○鍛冶委員 これはいろいろ方面で御意見もあるやうです。から、ひとつそれらの方面と御協議の上で、しかるべく御決定くださることを願ひます。それと同時に、先ほどから申しましたやうに、私あえて修正案を出すほどでもありませんが、この第一項の法務総裁の勧告及び第三項の同じく勧告といふだけで、これは先ほど申したやうに、私は、もう本人へお前職がなくなつたかおつたのですが、これはまつたく私の頭が悪いだけでなかつたといふことですから、もし修正されるならば、これも罷免権者に対してだらうと思ひますから、その点明確にせられんことを希

望しまして、私の質問を打ち切ります。
○打出委員 簡単に伺いたい。たし
す。二十三條に「職務上の非能率その
他の事由に因り」とありますが「その
他の事由」というと、大体的にどの
ういふようなことを含んでおられるの
でしょうか、簡単に承りたい。

○佐藤(藤)政府委員 職務上の非能率
という事由だけではどうも狭いので、
そのほか職務の成績が至つて上らな
いとか、また職務の執行方が不適当で
ある、そのために檢察官としての適格
が云々されるような場合も全部含む意
味であります。さらに職務上の成績は
かりではなく、私行上におきましても、
檢察官の品位を著しく汚すような行爲
をなすものであれば、やはり第二十三
條の適用を受けるだらうというふうに
考えております。

○打出委員 これに関連してお尋ね
たいと思いますが、ただいまお話
の檢察官がいわゆる私行上の問題につ
いて、指彈を受けるというお話をござ
いまして、これに含まれるというお話でござ
いまして、そういうことは、われわ
れの経験によりますれば、在任期間が
長い、もちろん短かければそのときの
事情によつて通じないという欠点もあ
りますけれども、それが少し長きに過
ぎると、そういう私行上の世間の目に
あまるようなことが多いかのようによ
うに考へられますが、当局としては在任の期
間、たとえば熊本ならば熊本に在任す
る期間、そういうことについて、何か
お考へになつておられることはない
のですか。もちろん今日の住宅難であ
るとか、あるいは子供の教育の問題と
か、こういうことについて、再三三地
をかえるということは、まことにわれ

われお氣の毒に存じますが、在任期間
が長いと、どうもそういうことが起り
やすいように思われる。そのことにつ
いて、当局で何かお考へがあれば承つ
ておきたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 檢察官が、ある
任地においてその在任期間が長い場合
には、職務の能率は一面において上る
ことも考へられまされけれども、他面
において仰せのように、いろいろの弊害
も予想されますので、從來本廳におき
ましては、一箇所に任期の長い者は適
当にこれを他に轉ずるという方法を講
じてきたのであります。たとえば檢察
正、檢察長等の長官の任期につきま
しては、一箇所大抵三年くらいを限度に
して適當なところは轉任させてきたの
であります。終戦後御承知のように住
宅難その他の事由によつて、どうも一
概にさような内規を勵行することも困
難な場合もありましたので、長官であ
つても、一箇所三年以上在任の者も、
あるいはまれにあつたかと存するの
であります。大体の方針としては、仰
せのように、一箇所に長くおれば、そ
こにいろいろの弊害が予想されます
ので、適當な機会に不便を忍んで任地
をかえる方針をとつております。

○打出委員 もう一つお尋ねをいたし
たい。御承知のように、終戦後におい
て刑事事件の公判に附せられる者が非
常にその数を増しておる。従いまし
て、公判に立合ひ檢察官は、一方で
は取調を進める、一方では終日公判
廷に出なければならぬというやうな
ことで、定員において非常にむづかしい
点がありはしないかと考へられますが、
その際この改正とともに、檢察官を増
員されるというやうなお考へはありま

せんか。

○佐藤(藤)政府委員 檢察官が全國的
に非常に手不足を感じてゐるのは事実
でございます。それに犯罪が増加し、
また審理の手續が戦前と違ひ、ま
で、非常に慎重をきわめております
ので、檢察官が公判に立合つて、十分審
理を盡すためには、非常に手不足を感
じておりますから、できれば増員をい
たしたいのでありますけれども、現在
檢察官の定員が、嚴重な資格の制限、
その他の事情によりまして、満されな
いのが現状でありますので、欠員をも
つておりながら、さらに増員すること
がなかなか困難であります。それで現
在のところ、この改正案については、
何ら増員にはふれなかつたのでありま
す。しかしながら檢察官が手不足で、
公判の立合等に不便を來した場合には、
は、檢察事務官をして代つて立合をせ
しめるといふことは、すでに区檢察廳
については、現行の檢察廳法において
特例を當分の間認めておりますけれど
も、地方檢察廳以上については、地方
檢察事務官または檢察の公判立合とい
う特例は認めておりませんし、さらに
司法修習生——以前の司法官候補であ
りますが、これが公判立合というやう
なことも、新しい裁判所法及び檢察廳
法においては認めておりませんので、
そういう点においてかなり不便があり
ますから、できれば檢察廳法の改正の
この際、司法修習生が區檢察廳の立
合をなすことができるようにすると
か、あるいは地方檢察廳の立合までも
できるやうにしたかどうか、というや
うな意見もありますので、その点につ
いては、目下研究をいたしておる次第
であります。

○松永委員長 本日はこれにて散會
いたします。
午後二時三十三分散會

昭和二十三年五月二十九日印刷

昭和二十三年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局